

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で 生活資金が必要な皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。
ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り20万円までの貸付も可。
 - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に以下に該当する子の世話をを行うことが必要となった労働者
がいる場合
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子 *償還期限後は延滞利子が生じます

申込みに必要なもの

- 本人確認書類（住民票〔世帯全員分・本籍地記載があるもの〕、運転免許証等）
- 申込者の預金通帳及び銀行届出印（振込及び口座振替用として）
- 新型コロナウイルス感染症の影響で減収（または減収見込）が確認できる書類（給与明細通帳等）

貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

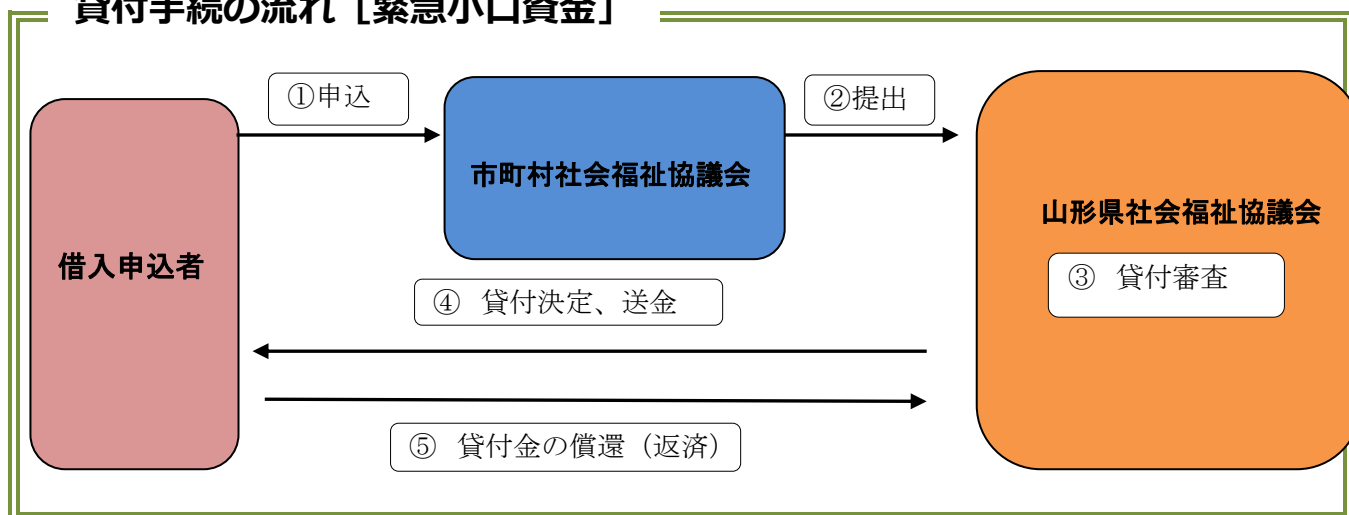
申込受付窓口

- お住まいの市町村社会福祉協議会となります。

受付開始日

- 令和2年3月25日（水）から受付を開始します。

貸付手続の流れ【緊急小口資金】



- 生活福祉資金は、資金の貸付と必要な相談支援を通じて、借入相談者や借受世帯の支援を目的とした公的な貸付制度であり、都道府県社協が実施主体、市町村社協が相談・申込の窓口となっています。
- 一般の新型コロナウイルス感染症の発生による休業等による影響を受け、厚生労働省から本貸付事業の特例的な取扱いに関する通知が発出されたことにより、通常の貸付要件（貸付対象、据置期間、償還期間等）を緩和する特例措置が設けられました。
- 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による国の特例措置については、緊急小口資金のほか、総合支援資金にも特例措置が設けられています。総合支援資金の概要は以下のとおりです。

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。
- 貸付限度額 (単身) 月 15 万円以内
(二人以上) 月 20 万円以内
※貸付期間は原則 3 月以内
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期間 据置期間終了後 10 年以内
- 貸付利子 無利子*償還期限後は延滞利子が生じます
- その他 総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の利用に当たっては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件となります。

<実施主体> 社会福祉法人山形県社会福祉協議会

<問合せ先> 〒 990-0021

山形市小白川町二丁目3番31号（山形県総合社会福祉センター 内）

TEL 023-622-5699 （平日 9 : 00 ~ 17 : 00）

山形県内 市町村社会福祉協議会一覧

相談・申込み受付時間は、各市町村社会福祉協議会へご確認ください。

なお、体調のすぐれない方は快復された後に手続きをされるか、お急ぎの場合はまずお電話にてご相談ください。

市町村社会福祉協議会名	電 話	市町村社会福祉協議会名	電 話
山形市社会福祉協議会	023-676-7223	山辺町社会福祉協議会	023-664-7982
米沢市社会福祉協議会	0238-24-7881	大江町社会福祉協議会	0237-83-4122
鶴岡市社会福祉協議会 (鶴岡福祉センター)	0235-24-0053	朝日町社会福祉協議会	0237-67-2465
〃 (朝日福祉センター)	0235-53-2795	西川町社会福祉協議会	0237-74-5677
〃 (櫛引福祉センター)	0235-57-5300	河北町社会福祉協議会	0237-72-7800
〃 (羽黒福祉センター)	0235-62-4534	大石田町社会福祉協議会	0237-35-3383
〃 (藤島福祉センター)	0235-64-3100	舟形町社会福祉協議会	0233-32-2733
〃 (温海福祉センター)	0235-43-2114	大蔵村社会福祉協議会	0233-75-2111
酒田市社会福祉協議会 (酒田支部)	0234-25-0350	戸沢村社会福祉協議会	0233-72-2112
〃 (松山支部)	0234-62-2843	鮭川村社会福祉協議会	0233-55-3653
〃 (平田支部)	0234-52-2260	真室川町社会福祉協議会	0233-64-1515
〃 (八幡支部)	0234-64-3765	金山町社会福祉協議会	0233-52-2099
新庄市社会福祉協議会	0233-22-5797	最上町社会福祉協議会	0233-43-3180
寒河江市社会福祉協議会	0237-83-3220	高畠町社会福祉協議会	0238-52-4486
上山市社会福祉協議会	023-695-5095	川西町社会福祉協議会	0238-46-3040
村山市社会福祉協議会	0237-52-0321	白鷹町社会福祉協議会	0238-86-0150
長井市社会福祉協議会	0238-88-3711	飯豊町社会福祉協議会	0238-72-3353
天童市社会福祉協議会	023-654-5156	小国町社会福祉協議会	0238-62-2825
東根市社会福祉協議会	0237-41-2361	三川町社会福祉協議会	0235-66-4410
尾花沢市社会福祉協議会	0237-22-1092	庄内町社会福祉協議会	0234-43-3066
南陽市社会福祉協議会	0238-43-5888	〃 福祉係(立川)	0234-56-3373
中山町社会福祉協議会	023-662-4361	遊佐町社会福祉協議会	0234-72-4715

＜実施主体＞ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会

＜問合せ先＞ 〒 990-0021

山形市小白川町二丁目3番31号 (山形県総合社会福祉センター 内)

TEL 023-622-5699 (平日9:00~17:00)